



2021.5.5

No. 328

MONTHLY

れんごう



<http://www.rengo-hokkaido.gr.jp>

発行

日本労働組合総連合会 北海道連合会
〒060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル6F

発行責任者 藤盛敏弘
TEL (011) 210-0050 center@rengo-hokkaido.gr.jp

「子ども」「学生」へ約3トンの道産米を寄贈 道産米消費拡大プロジェクト

4月9日、連合北海道と道農民連盟による「食・みどり・水を守る道民の会」(会長・高倉 司連合北海道副会長)は、道産米消費拡大運動の一環による、コロナ禍で困窮する子どもと学生に対する支援として、約3トンの道産米を寄贈した。

この運動は「道産米消費拡大プロジェクト」と銘打ち、コロナ禍の拡大による、○外食需要の減少から深刻化する「コメ余り」の解消、○食料輸出国の輸出制限から、わが国の食料自給率の向上と食料安全保障の啓発、○困窮する子どもや学生に対する支援、を目的として取り組んだもの。

多くの連合北海道組合員、そして道農連の関係者にご購入いただき、11.42トン、4,482,100円もの購入となった。

今回、プロジェクトの目的の一つである「困窮する子どもや学生に対する支援」として、道産米消費拡大プロジェクトの購入金額からの寄付金と、更なる消費拡大のために取り組み予算の残額を活用して道産米を購入し、「こども食堂北海道ネット

ワークを通じて、子ども食堂へ1,830kg」と「大学生協事業連合を通じて、大学生協へ1,300kg」の合計3,130kg・総額1,471,100円を寄贈した。

寄贈にあたり「コロナ禍により子どものみならず親の利用も増えている。出来るだけ食事を提供する日を増やしたいが、一番の悩みは食材の経費であり、中でも食材の中心であるお米をいただくのは本当にありがたい」「学生食堂で『食・みどり・水を守る道民の会から道産米をいただきました』と示し、ご飯を大盛り可・おかわり可とするなどし、お腹いっぱい食べることが出来ない学生に提供したい」などの感謝の言葉をいただいた。



〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=5541>

2021. 4. 10 食・みどり・水を守る道民の会 様

おコメ支援ありがとうございます!

こども食堂北海道ネットワーク・北海道生協連



2021. 4. 10 食・みどり・水を守る道民の会 様

おコメ支援ありがとうございます!

こども食堂北海道ネットワーク・北海道生協連



改正高年齢者雇用安定法が 2021年4月から施行されます

**65歳までの雇用確保
(義務)**



**70歳までの就業確保
(努力義務)**

70歳までの就業確保措置を講じることが「努力義務」となったことに伴い、**再就職援助措置・多数離職届等の対象が追加されます。**

高年齢者就業確保措置について

対象となる事業主

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を導入している事業主

対象となる措置

次の①～⑤のいずれかの措置(高年齢者就業確保措置)を講じよう努める必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a. 事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b. 事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業

※ ④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります(労働者の過半数を代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。)

60歳以降の高齢期における雇用と処遇に関する連合の取り組み方針

連合は、労働者保護の観点を前提としつつ、高齢者の多様なニーズに対応できるよう、法制度や職場環境の整備に取り組んでいきます。

【60歳～65歳までの雇用確保のあり方】

- 定年引き上げを基軸に取り組む。
- 継続雇用制度の場合であっても、65歳までの雇用が確実に継続する制度となるよう取り組み、将来的な65

高年齢者就業確保措置を講ずるに当たっての留意事項 (高年齢者就業確保措置の実施及び運用に関する指針)

全般的な留意事項

- ・高年齢者就業確保措置のうち、いずれの措置を講ずるかについては、労使間で十分に協議を行い、高年齢者のニーズに応じた措置を講じていただくことが望ましいです。
- ・複数の措置により、70歳までの就業機会を確保することも可能ですが、個々の高年齢者にいずれの措置を適用するかについては、個々の高年齢者の希望を聴取し、これを十分に尊重して決定する必要があります。
- ・高年齢者就業確保措置は努力義務であることから、対象者を限定する基準を設けることも可能ですが、その場合には過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。

- ・高年齢者が従前と異なる業務等に従事する場合には、必要に応じて新たな業務に関する研修や教育・訓練等を事前に実施することが望ましいです。

基準を設けて対象者を限定する場合

- ・対象者基準の内容は、原則として労使に委ねられるものですが、労使で十分に協議した上で定められたものであっても、事業主が恣意的に高年齢者を排除しようとするなど、高年齢者雇用安定法の趣旨や他の労働関係法令に反するものや公序良俗に反するものは認められません。

その他、講ずる措置別の留意事項

左図の③ 継続雇用制度の場合

- ① 70歳までの就業の確保が努力義務となることから、契約期間を定めるときには、70歳までは契約更新ができる措置を講じ、むやみに短い契約期間とすることがないように努めること。
- ② 70歳までの継続雇用制度は、特殊関係事業主以外の他社により継続雇用を行うことも可能だが、その場合には自社と他社との間で、高年齢者を継続して雇用することを約する契約を締結する必要があること。
- ③ 他社で継続雇用する場合にも、可能な限り個々の高年齢者のニーズや知識・経験・能力等に応じた業務内容、労働条件とすることが望ましいこと。

左図の④⑤ 創業支援等措置の場合

- ① 高年齢者のニーズや知識・経験・能力を踏まえて、業務内容や高年齢者に支払う金銭等を決定することが望ましい。
- ② 創業支援等措置により就業する高年齢者について、同種の業務に労働者が従事する場合における安全配慮義務をはじめとする労働関係法令による保護の内容も勘案しつつ、事業主が適切な配慮を行うことが望ましい。
- ③ 創業支援等措置により就業する高年齢者が被災したことを当該措置を講ずる事業主が把握した場合には、事業主が、高年齢者が被災した旨を主たる事業所を所管するハローワークに届け出ることが望ましい。

歳への定年年齢の引上げに向けた検討を行う。

【65歳以降の雇用就労確保のあり方】

- 原則として、希望者全員が「雇用されて就労」できるように取り組む。
- 個々の労働者の意思が反映されるよう、働き方の選択肢を整備する。

【高齢期における処遇のあり方】

- 働きの価値にふさわしい処遇の確立と労働者の安全と健康の確保をはかる。



働きの価値に見合った賃上げを!!

春闘のヤマ場を迎え、街頭宣伝を実施

春季生活闘争は3月15日から第一のヤマ場を迎えているが、連合北海道は17日から三日間、札幌市中心部で街頭宣伝を実施し、連合の春闘の取り組みに理解を求めた。

杉山 元会長は、「いままさに各組合が決着に向け本格的な交渉を行っている」と報告し、「連合は感染症対策と経済の自立的成長の両立と社会の持続性の実現に向け、賃上げの流れを継続させ、あらゆる格差の是正と底上げ・底支えなどに取り組む中で、総合労働環境改善を図っていく」と述べ、「このことが経済の回復と成長はもとよりすべての働く仲間の働きがいや暮らしの改善につながる」と2021春季生活闘争の重要性について訴えた。

また、山田組織労働局長も、「連合は4%の賃上げを求めている。コロナ禍を隠れ蓑に安易に賃上げをしないことは断じて許されない。経済をまわすにはGDPの6割をしめる個人消費を増やすことが大事」と訴えると共に、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を図る「同一労働同一賃金」について「4月1日からすべての事業所に適用される。不合理な格差は是正させなければならない。各職場で確認をお願いしたい」と呼びかけた。



17日昼「紀伊國屋書店前」

今春闘の集計参加登録組合は3月12日現在、昨年より7組合増の19産別4地協209組合となっている。3月15日から26日の第一先行組合回答ゾーンで8産別2地協29組合、同27日から31日までの第二先行組合回答ゾーンでは8産別61組合、4月の中堅・中小回答ゾーンは11産別1地協49組合が回答指定日を配置しており、精力的に交渉を展開した。18日現在で18組合が妥結している。連合北海道は23日と25日にも街頭宣伝を実施し、世論喚起を図った。



18日朝「紀伊國屋書店前」



19日昼「JR札幌駅前」



5月の主な動き

イベントカレンダー

■1日(土) 10:00/WEB
第92回全道メーデー

■13日(木) 15:00/ロイトン札幌
第43回組織・財政特別委員会

■13日(木) 16:00/ロイトン札幌
第1回労働福祉事業団体役員推薦委員会

■21日(金) 16:00/連合北海道会議室
金属機械連絡会第3回幹事会

■27日(木) 10:15/京王プラザホテル札幌
第7回執行委員会

■27日(木) 12:00/京王プラザホテル札幌
第1回連合北海道役員推薦委員会

■27日(木) 14:00/京王プラザホテル札幌
第7回地協事務局長会議

■28日(金) 9:30/ロイトン札幌
第2回政策委員会